

広島県 収 受	
第	号
30. 6. 13	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定等について」の訂正について

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定について(平成 29 年 12 月 1 日薬生発 1201 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)」につき、今般、訂正すべき事項があることから、下記のとおり差し替え訂正方よろしくお願いいたします。

記

誤	正
<p>第 3</p> <p>2 医薬品添加物規格 1998 の取扱い</p> <p>平成 10 年 3 月 4 日医薬発第 178 号厚生労働省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格 1998 について」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除すること。</p>	<p>第 3</p> <p>2 日本薬局方外医薬品規格第三部の取扱い</p> <p>平成 13 年 12 月 25 日医薬発第 1411 号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」により定められた各条の部のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除すること。</p> <p>3 日本薬局方外医薬品規格第四部の取扱い</p> <p>平成 11 年 9 月 22 日医薬発第 1117 号厚生労働省医薬安全局長通知「日本薬局方外医薬品規格第四部の創設等について(日本薬局方外医薬品規格 1997 の一部改正について)」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第 11 に掲げるものを削除すること。</p>



誤		正																					
		<p>4 医薬品添加物規格の取扱い</p> <p>平成10年3月4日医薬発第178号厚生省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格1998について」の別添に掲げる各条のうち、別紙第12に掲げるものを削除すること。</p>																					
<p>(別紙)</p> <p>第9 日本薬局方外医薬品規格2002から削除した各条</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>ケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> <td>(2)</td> <td>メタケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> </tr> </table>		(1)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	(2)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	<p>(別紙)</p> <p>第9 日本薬局方外医薬品規格2002から削除した各条</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>アゾセミド</td> <td>(2)</td> <td>塩酸トラマドール</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>クロチアゼパム錠</td> <td>(4)</td> <td>ケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>ゾニサミド</td> <td>(6)</td> <td>メタケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>リン酸ピリドキサーール</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(1)	アゾセミド	(2)	塩酸トラマドール	(3)	クロチアゼパム錠	(4)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	(5)	ゾニサミド	(6)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	(7)	リン酸ピリドキサーール		
(1)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	(2)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム																				
(1)	アゾセミド	(2)	塩酸トラマドール																				
(3)	クロチアゼパム錠	(4)	ケイ酸アルミン酸マグネシウム																				
(5)	ゾニサミド	(6)	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム																				
(7)	リン酸ピリドキサーール																						
<p>第10 医薬品添加物規格1998から削除した各条</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>ブドウ糖水和物</td> </tr> </table>		(1)	ブドウ糖水和物	<p>第10 日本薬局方外医薬品規格第三部から削除した各条</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>アゾセミド錠</td> <td>(2)</td> <td>クロチアゼパム錠</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>クロミプラミン塩酸塩錠</td> <td>(4)</td> <td>ゾニサミド錠</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>ペントバルビタールカルシウム錠</td> <td>(6)</td> <td>メサラジン錠</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>メトトレキサート錠</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(1)	アゾセミド錠	(2)	クロチアゼパム錠	(3)	クロミプラミン塩酸塩錠	(4)	ゾニサミド錠	(5)	ペントバルビタールカルシウム錠	(6)	メサラジン錠	(7)	メトトレキサート錠				
(1)	ブドウ糖水和物																						
(1)	アゾセミド錠	(2)	クロチアゼパム錠																				
(3)	クロミプラミン塩酸塩錠	(4)	ゾニサミド錠																				
(5)	ペントバルビタールカルシウム錠	(6)	メサラジン錠																				
(7)	メトトレキサート錠																						

誤	正	
	第 11 日本薬局方外医薬品規格第四部から削除した各条	
	(1) クロラムフェニコール・コリスチンメタンサルホン酸ナトリウム点眼液	(2) 注射用セフォペラゾンナトリウム
	(3) ロキシシロマイシン錠	
	第 12 医薬品添加物規格 1998 から削除した各条	
(1) ブドウ糖水和物		